平成２２年（フ）第１４０７号
福岡県福津市西福間４丁目８番10号
債務者　平井紘一郎
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９３号
福岡市西区姪の浜３丁目18番１号
債務者　犬塚　輝夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１５号
福岡市東区社領２丁目24番８―202号
債務者　中尾　幸博
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２４号
福岡市西区大字周船寺175番地１
債務者　松下　鈴子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５５２号
福岡県古賀市米多比1307番地１　林田団地Ｂ―202号
債務者　平野　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1178番地１
債務者　管野　　等
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３７号
福岡市南区野間１丁目16番15号
債務者　椛田真喜子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５９号
福岡県春日市大谷３丁目98番地２コアマンション春日大谷Ⅱ106号
債務者　飯田　敏久
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６１号
福岡県大野城市川久保３丁目３番23―306号
債務者　松永　正彦
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６２号
福岡県大野城市川久保３丁目３番23―306号
債務者　松永　玲子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７７号
福岡県春日市日の出町２丁目59番地メゾンフルール南福岡603号
債務者　角岡　益栄
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４９号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美310番地155
債務者　本田紀代子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７２号
福岡県糸島市潤３丁目13番１号　103
債務者　土斐崎雄也
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８２号
福岡市西区姪の浜６丁目15番50―203号
債務者　財部富士子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８５号
福岡市南区寺塚１丁目29番２号
債務者　安達久美子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０７号
福岡市博多区麦野１丁目１番15号
債務者　松尾　慶子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８１２号
福岡市中央区鳥飼１丁目５番35号
債務者　上野　洋一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈15サンティール門松Ｂ201
債務者　合屋　　愛（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部